

## 貯水槽水道の管理

### 貯水槽水道とは？

湯浅町水道事務所から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給する施設の総称です。

### 貯水槽水道の区分

簡易専用水道（水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもの）

小規模貯水槽水道（水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの）

貯水槽の管理者は設置者（建物所有者）です。

ビル、マンション、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽、高架水槽を通じて給水しています。

受水槽や高架水槽の衛生管理が十分に行われていない場合などには、ビルやマンション内でご使用いただく水道水に臭いがしたり、濁ったりすることがあるため、管理者の方は定期的な清掃や、適正な維持管理を実施してください。

日頃の管理をおこたると、水道水の水質に問題が発生し、大変な事故につながるおそれがあります。

### 管理基準

水槽の清掃を1年以内ごとに、1回定期に行うこと。

水槽の点検等、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講じること。

具体的には、貯水槽等の周囲の状態、亀裂、漏水箇所の有無、内部の状態、マンホールの状態、オーバーフロー管、通気管、水抜管の状態等について検査し、必要な場合は補修等を行う。

蛇口の水や水槽内の水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めたときは、水道法に定める水質基準項目のうち必要と認めるものの水質検査を行うこと。

水が人の健康を害するおそれがある場合は、ただちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を周知させる措置を講じること。

簡易専用水道（水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもの）は、厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の検査を年に1回受けることが義務づけられています。

小規模貯水槽水道（水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの）は、法律上の義務はありませんが、貯水槽水道と同様の管理に努める必要があります。